

答 申

1 審査会の結論

浜田市教育委員会教育長が、「開示請求者の記載のあるものすべての文書で特定年 A から現在までのもの」の個人情報をも部分開示とした決定のうち、別表、整理番号 18 部分を不開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 諮問に至る経緯

- (1) 開示請求者は、平成 25 年 1 月 16 日に浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、浜田市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し「開示請求者の記載のあるものすべての文書で特定年 A から現在までのもの」（以下「本件公文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件公文書の開示請求に対して、条例第 2 条第 3 号に規定する公文書のうち、条例第 16 条各号に該当する不開示情報を除いたものを部分開示決定（以下「本件処分」という。）し、平成 25 年 1 月 30 日に通知した。
- (3) 開示請求者は、本件処分を不服として、平成 25 年 2 月 25 日に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、不開示とした情報のうち別表の該当箇所を開示するよう、実施機関に異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成 25 年 4 月 2 日に条例第 41 条第 1 項の規定により浜田市個人情報保護審査会に諮問した。

3 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成 25 年 5 月 7 日提出の意見書並びに平成 25 年 6 月 25 日の口頭意見陳述において次のように主張し、本件処分の取消しを求める。

- (1) 不開示とした部分は個人の特定又は利害に関わる個所とは思われない。
- (2) 開示された資料には不開示部分が多くあり、請求した内容を知りえる

のに十分ではない。

- (3) 不開示の部分は、どのような立場、役職、地位等にある者の発言・意思表示なのか不明であり不安である。
- (4) 不開示の部分があることにより、異議申立人に知られると都合の悪い部分（偏見や人権侵害にあたるような内容など）が隠されているのではないか、知られては困るような内容の話し合いではないかと思えてしまう。
- (5) 異議申立人に関する情報は異議申立人に全て公開すべきであり、氏名や発言について責任も持てず、公開できないような人達にプライバシーを知られ、話し合ってもらいたくない。

4 実施機関の主張

実施機関が平成 25 年 5 月 21 日、平成 25 年 6 月 3 日及び平成 25 年 7 月 9 日の口頭意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

- (1) 整理番号 2、整理番号 21 並びに整理番号 26 前段及び中段には異議申立人以外の第三者の氏名が記載されている。整理番号 17 及び整理番号 19 には異議申立人以外の第三者の個人に関する情報が記載されている。整理番号 25 及び整理番号 26 後段には異議申立人以外の第三者の氏名及び職名が記載されている。これらの情報は、いずれも「開示請求者以外の個人情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報と規定している条例第 16 条第 3 号に該当すると考える。
- (2) 整理番号 20、整理番号 23 及び整理番号 24 には異議申立人に係る当時の勤務状況が記載されている。この情報は「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、・・・当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報と規定している条例第 16 条第 4 号イに該当すると考える。
- (3) 整理番号 15、整理番号 16、整理番号 18、整理番号 28 及び整理番号 29 には、教員と実施機関の職員の会話内容が記載されている。この情報は「実施機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意

思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している条例第 16 条第 6 号に該当すると考える。

- (4) 整理番号 8 及び整理番号 10 から整理番号 14 までには、連絡会・ケース会議と称し、実施機関、浜田児童相談所、教育センター、子育て支援課等が事実関係調査や異議申立人及び関係者への面接結果等に基づき、異議申立人の生活状況、相談内容の事実及び今後の処遇方針等を評価し、並びに判断した内容が記録されている。整理番号 1、整理番号 3 から整理番号 7 まで、整理番号 22 及び整理番号 27 には、電話聴取録の用紙を用いながらも前述した会議で把握した情報が記録されている。なお、整理番号 4 に含まれる情報は、整理番号 3、整理番号 5 及び整理番号 7 と重複する情報である。整理番号 9 には、保育園における開示請求者の生活状況が記載されている。これらの情報は、いずれも「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している条例第 16 条第 7 号エに該当すると考える。

5 審査会の判断

審査会は、上述の異議申立人及び実施機関の主張に対して、慎重に検討した結果、次のとおり判断する。

(1) 条例第 16 条第 3 号の該当性について

当審査会が本件公文書を見分したところ、整理番号 2、整理番号 17、整理番号 19、整理番号 21、整理番号 25 及び整理番号 26 には、いずれにも実施機関の主張している内容の情報が記載されていることが確認できた。これらの情報は、いずれも、市が作成している「浜田市個人情報保護条例解釈運用の手引き（以下「解釈運用の手引き」という。）」において、「通常個人を識別する際に用いられる氏名、住所、生年月日等の基本的事項はもとより、思想、信条、信仰、身分、地位、職歴、資格、学歴、所属、団体、家族状況、収入、財産状況、心身の状況、健康状態、病歴等その他個人の属性を示すすべての情報」を個人に関する情報と解釈する範疇に該当する。加えて、条例第 16 条第 3 号アからウまでの規定のいずれにも該当せず、かつ、第三者の権利利益を侵害するおそれがあることが認められる。

したがって、これらの不開示箇所は、条例第 16 条第 3 号本文に該当し、不開示情報とすることが妥当である。

(2) 条例第 16 条第 4 号の該当性について

当審査会が本件公文書を見分したところ、整理番号 20、整理番号 23 及び整理番号 24 には、いずれにも実施機関の主張している内容の情報が記載されていることが確認できた。また、情報の提供を依頼した当時の実施機関と異議申立人との関係及びその情報を記載した経緯等諸般の事情を整理し、判断した結果、実施機関の主張には合理性が認められる。加えて、条例第 16 条第 4 号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当しない。

したがって、これらの不開示箇所は、条例第 16 条第 4 号イに該当し、不開示情報とすることが妥当である。

(3) 条例第 16 条第 6 号の該当性について

当審査会が本件公文書を見分したところ、整理番号 15、整理番号 16、整理番号 28 及び整理番号 29 には、いずれにも実施機関の主張している内容の情報が記載されていることが確認できた。これらの情報は、いずれも、解釈運用の手引きにおいて「未成熟な情報であって、開示をすることにより、本人に不正確な理解や誤解を与える場合」にあたるもので、実施機関の主張には合理性が認められる。

したがって、これらの不開示箇所は、条例第 16 条第 6 号に該当し、不開示情報とすることが妥当である。

しかしながら、整理番号 18 に記載されている情報は、実施機関の職員と校長が事務改善に向けて意見交換をした情報であり、この発言が上述した内容に該当するとは認められないことから、不開示情報としたことは妥当ではない。

(4) 条例第 16 条第 7 号の該当性について

当審査会が本件公文書を見分したところ、整理番号 1、整理番号 3 から整理番号 14 まで、整理番号 22 及び整理番号 27 には、いずれにも実施機関の主張している内容の情報が記載されていることが確認できた。これらの情報は、いずれも、条例第 16 条第 7 号に規定する「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれその他当該事務の

性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたるもので、実施機関の主張には合理性が認められる。

したがって、これらの不開示箇所は、条例第 16 条第 7 号に該当し、不開示情報とすることが妥当である。

6 審査会の意見

実施機関においては、個人情報開示請求に係る開示決定等に当たり、慎重な考慮と、開示請求者への丁寧な説明を行うよう求める。

7 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

別表

整理番号	箇所
1	9枚目上段不開示部分
2	9枚目下段不開示部分
3	10枚目不開示部分
4	11枚目不開示部分
5	12枚目上段不開示部分
6	12枚目下段不開示部分
7	13枚目不開示部分
8	14枚目不開示部分
9	15枚目不開示部分
10	21枚目不開示部分
11	22枚目上段不開示部分
12	22枚目中段不開示部分
13	22枚目下段不開示部分
14	23枚目不開示部分
15	25枚目不開示部分
16	29枚目不開示部分
17	31枚目上段不開示部分
18	31枚目下段不開示部分
19	44枚目上段不開示部分
20	44枚目下段不開示部分
21	51枚目不開示部分
22	52枚目不開示部分
23	53枚目上段不開示部分
24	53枚目2段目不開示部分
25	53枚目3段目不開示部分
26	53枚目下段不開示部分
27	55枚目不開示部分
28	61枚目上段不開示部分
29	61枚目下段不開示部分

(参考)

諮問（第3号）に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 4 月 2 日	諮問書の受理
平成 25 年 5 月 7 日	異議申立人からの意見書の受理
平成 25 年 5 月 21 日	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 6 月 3 日	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 6 月 25 日	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 7 月 9 日	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 7 月 22 日	・ 審議
平成 25 年 7 月 31 日	・ 答申

(参考)

(答申に関与した委員)

氏 名	現 職	備 考
吉 塚 徹	島根県立大学名誉教授	会長
岡 本 寛	島根県立大学講師	
佐々木 正 和	浜田市連合自治協議会会長	
寺 田 悟	行政相談委員	